

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年3月定例会

政策等情報の説明資料 令和3年3月定例会	議案の 件名	議案第16号 交野市介護保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
本市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、条例において定めたもの。		他自治体における第8期の介護保険料は未確定。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
令和3年度から令和5年度における高齢者の人口推移や介護保険事業にかかる介護給付費の推計 等など勘案し、法に従い3年ごとに次の3年間の介護保険料を見直し、改定する必要がある、令和3 年度がその改定期となり、所要の改正を行いたいため。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）について、学識経験者等からなる交野市高 齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会を計4回開催し（令和2年7月3日、令和2年8月 24日、令和2年10月12日、令和2年12月10日）審議を得たもの。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		14.福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称	第8期介護保険事業計画				
〈市民参加の状況〉		策定年度	令和元年度～令和2年度				
<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間	令和3年度～令和6年度				
令和2年12月25日から令和3年1月31日まで実施。意見なし。		〈政策等の実施時期〉		令和3年4月1日施行			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		福祉部	高齢介護課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）			

交野市介護保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の目的

介護保険法に基づく第8期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の対象者等の改正を行うもの

2. 改正の内容

■令和3年度から令和5年度までの介護保険料についての規定とする。  
保険料額については変更なし

■介護保険料の所得段階区分における基準所得金額について見直しを行う。  
【現行（平成30年度から令和2年度まで）】

段階	対象者
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満の人



【改正後（令和3年度から令和5年度まで）】

段階	対象者
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満の人
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満の人
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <u>320万円</u> 以上350万円未満の人

※なお、その他の所得段階区分については変更なし

3. 施行日

令和3年4月1日

交野市介護保険条例（平成12年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 83,640円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 96,480円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 83,640円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 96,480円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者等であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ</p>

(1)に係る部分を除く。) 又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9)～(13) (略)

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,320円とする。
- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,160円とする。
- 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、45,120円とする。

(1)に係る部分を除く。) 又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9)～(13) (略)

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度 \_\_\_\_\_ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,320円とする。
- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和2年度 \_\_\_\_\_ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,160円とする。
- 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和2年度 \_\_\_\_\_ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、45,120円とする。